

報告第6号

専決処分(桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

桐生市長 荒木 恵 司

## 専 決 処 分 書

桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市条例第23号

桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例(平成28年桐生市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「及び償却資産」の次に「(所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行し、令和9年度以後の固定資産税について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例第2条の規定は、施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

## 報 告 説 明

### 報告第 6 号 専決処分(桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)の承認を求めるについて

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和 8 年 3 月 31 日に専決処分をもって措置したものです。

主な内容は、省令の一部改正に伴う課税の特例の対象となる施設の取得期限の延長を行うものです。